

5 類位置づけに伴う国の考え

- ✓ 国は5月8日の5類位置づけ変更により、行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、季節性インフルエンザ等への対応と同様に、**個人の選択を尊重することを基本とする考え方へと転換することになる**としている。
- ✓ また、特措法の規定に基づき、**政府対策本部及び都道府県対策本部は廃止**されることになる。
- ✓ 国は、政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、**必要に応じて、「新型コロナウイルス等対策閣僚会議」を開催**するとしている。

沖縄県の状況

- ✓ 特措法に基づいた「県新型コロナウイルス等対策本部条例」及び「県新型コロナウイルス等対策本部運営要綱」において、県対策本部の組織及び運営に関して必要な事項が定められており、**県コロナ対策本部会議についても当該条例等で整理**されている。
- ✓ 県対策本部設置後、コロナ対策は、本部長を先頭に、対策本部に各部を置くなど、**総括情報部を中心に各部で役割分担のうえ、全庁体制**でコロナ対策に取り組んできた。
- ✓ 一方で、**特措法に基づく都道府県対策本部が廃止**されることにより、県コロナ対策本部会議は設置の根拠を失うことになる。

5 類位置づけ変更後の沖縄県対応（案）

- ✓ 国の新型コロナ対策は、5類位置づけにより、政府対策本部や都道府県対策本部が廃止される等、**大きな転換期を迎える**ことになる。
- ✓ 一方で、今後、必要に応じて新型コロナウイルス等対策閣僚会議を開催することにより、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するとしている。
- ✓ 沖縄県においても、対策本部が廃止され対策本部会議も設置の根拠を失うものの、**県内や国内における感染状況の変化や新たな変異株等の発生などに迅速に対応するため、新たに「沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）」を設置すること**としたい。

	＜参考・国＞新型コロナウイルス等 対策閣僚会議	沖縄県新型コロナウイルス感染症 対策本部会議	沖縄県 新型コロナウイルス等 対策会議（仮称）案
設置の趣旨	新型コロナウイルス等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため（感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため）	対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため（対策本部は沖縄県内に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事務を司る）	新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス等感染症及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症をいう。）の発生に備え、関係部局間の緊密な連携を確保し、迅速かつ的確に対応するため
構成員	全閣僚、必要に応じその他の関係者	知事、副知事、政策調整監、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長、教育長、必要に応じその他関係者	知事、副知事、政策調整監、知事公室長、総務部長、企画部長、子ども生活福祉部長、保健医療部長、商工労働部長、文化観光スポーツ部長、病院事業局長、教育長、必要に応じその他関係者
開催頻度	随時開催（必要に応じて）	原則週一回	感染状況の変化や新たな変異株の発生時など、必要に応じて開催
事務局	厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。	総括情報部（保健医療部感染症総務課）	保健医療部感染症総務課

沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）の設置について（案）

新型コロナ対応フロー

令和 2 年
1 月～

令和 2 年
3 月 26 日～

令和 5 年
5 月 8 日～

海外発生～国内発生初期

特措法に基づく政府対策本部設置

政府対策本部廃止後

対策本部・会議体

< R2.1.29 >
沖縄県健康危機管理対策本部会議
< R2.1.30 >
沖縄県危機管理連絡会議
< R2.2.3～ >
沖縄県危機管理対策本部会議

< R2.3.26 >
沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
< R2.3.27～ >
沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

< R5.5.8～ >
沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）
※ 県対策本部は廃止

設置根拠

沖縄県健康危機管理対策要綱
沖縄県危機管理指針

新型コロナウイルス等対策特別措置法
沖縄県新型コロナウイルス等対策本部条例
沖縄県新型コロナウイルス等対策本部運営要綱

沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）運営要綱

沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）

開催時期：必要に応じて開催

- ・ 国内における感染状況の変化や新たな変異株等の発生時（国の新型コロナウイルス等対策閣僚会議開催時）
- ・ 県内における感染拡大時、医療ひっ迫等の状況発生時

沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）運営要綱（案）

（目的）

第1条 新型コロナウイルス等（新型コロナウイルス等感染症及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある感染症をいう。）の発生に備え、関係部局間の緊密な連携を確保し、迅速かつ的確に対応するため、沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、知事をもって充てる。

3 副議長は、副知事及び政策調整監をもって充て、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副議長が職務を代理する順序は、別表1に掲げるとおりとする。

4 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 対策会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関からの情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。

（会議）

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は委員のほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。

3 委員は、必要があると認めるときは、議長に対して対策会議の開催を求めることができる。

（庶務）

第5条 対策会議の庶務は、保健医療部感染症総務課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表1（第2条関係）

職務を代理する順序	副議長
第1順位 第2順位 第3順位	保健医療部に関する事項を担当する副知事 第1順位に掲げる副知事以外の副知事 政策調整監

別表2（第2条関係）

知事公室長
総務部長
企画部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
病院事業局長
教育長

4/1

5/8 5類移行

感染状況関係	新規陽性者の全数把握 毎日公表	新規陽性者の定点把握 週1回公表
感染症法等関係	感染者の自宅療養（外出自粛）要請期間 原則7日	※外出自粛要請の定めなし（療養期間の目安 原則5日）
	濃厚接触者の自宅療養（外出自粛）要請期間 原則5日	※外出自粛要請の定めなし
相談関係	発熱コールセンター (866-2129) 発熱相談、外来対応医療機関案内等	陽性者フォローアップシステムを統合 看護師を配置し24時間対応
	陽性者フォローアップシステム	※終了
	旅行者専用相談センター-沖縄 TACO (840-1677)	
公費負担関係	検査・外来・入院医療費無料（公費負担）	※一部を除き終了
検査関係	行政検査（高齢者施設等の定期検査等）	
	一般無料検査、接触者PCR検査、RADECO	※終了
ワクチン接種関係	無料（公費負担）～R6.3.31	
	【未接種者の初回接種】随時	
	【追加接種】令和4年 秋開始接種 初回接種終了者	【追加接種】令和5年 春開始接種 ①65歳以上 ②基礎疾患を有する者等 ③医療介護従事者等

区分	項目	これまで	5月8日から
1 感染状況関係	(1) 感染状況の公表	・ 新規陽性者の全数把握と毎日の公表	・ 継続 〔 ※全数把握から定点把握に移行し、週1回の公表 〕
	(2) 情報発信	・ RICCAによるコト関係の情報発信 ・ 県ホームページ 特設サイト	・ 継続（当面9月末まで） ・ 継続（6月1日以降はトップページから移動）
2 感染症法等関係	(1) 入院勧告	・ 感染症法に基づき勧告	・ 規定なし 〔 ※5月1日以降、感染症法に基づく勧告は行わない 〕
	(2) 感染者の待機	・ 原則7日間	・ 規定なし 〔 ※自主的な感染対策 ※原則5日を目安 〕
	(3) 濃厚接触者の待機	・ 原則5日間	・ 規定なし 〔 ※自主的な感染対策 〕
	(4) 沖縄県コロナ対策本部（特措法）	・ 感染拡大を防止するため、特措法に基づき設置 ・ 知事を本部長とし、副知事、政策調整監及び各部局長等で構成	・ 終了 〔 ※沖縄県新型コロナウイルス等対策会議（仮称）を設置 〕

県民の皆さまへ 5月8日からこう変わります

区分	項目	これまで	5月8日から
2 感染症法等関係	(5) 沖縄県対処方針 (特措法)	・ 特措法に基づき県民、事業者等に対して必要な協力を要請	・ 終了 (※個人・事業者等の自主的な感染対策)
	(6) 飲食店等の感染防止対策認証制度 (特措法)	・ 県の定める感染防止対策基準を満たす店舗に認証ステッカーを交付	・ 終了
	(7) イベントの開催制限 (特措法)	・ 感染状況に応じたイベント開催を要請	・ 終了
	(8) 療養証明書の発行	・ 令和4年4月1日以降に発生届の対象となった方で、自宅及び県指定の宿泊療養施設等で療養を終えた方に発行	・ 終了 (※5/7までに療養証明書発行の対象となった方については当面継続)

区分	項目	これまで	5月8日から
3 相談関係	(1) 発熱コールセンター 098-866-2129	【体調が悪い方】 発熱等の症状で検査や受診先の相談、後遺症に関する相談に対応	・ 継続（当面9月末まで） （※陽性者フォローアップシステムを統合 ※受診に迷ったときや体調急変時など、 看護師を配置し24時間対応）
	(2) 陽性者フォローアップシステム	【陽性者】 自宅療養者の体調悪化時の相談等	・ 終了
	(3) 旅行者専用相談センター沖縄 (TACO) 098-840-1677	【発熱旅行者】 看護師による問診を実施した上で、病院受診の案内	・ 継続（当面9月末まで）
	(4) こども医療電話相談 #8000	【保護者等】 休日、夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、小児科医師、看護師が対応	・ 継続
	(5) 新型コロナワクチン専門相談、 県広域会場予約センター (ワクチンに関する自動音声案内)	・ ワクチン副反応に係る相談、県が設置する広域 ワクチン接種センターの予約受付	・ 終了

区分	項目	これまで	5月8日から
4 公費負担関係	(1) 保険診療検査	・ 検査費用の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり]
	(2) 外来医療費	・ 外来医療費の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり ※新型コロナ治療薬の費用は、 当面9月まで無料（公費負担）]
	(3) 入院医療費	・ 入院医療費の自己負担分を公費負担	・ 終了 [※他の疾患と同じく、自己負担あり。 ただし、当面9月まで高額療養費 の自己負担額から2万円を減額 （公費負担）]

区分	項目	これまで	5月8日から
5 検査関係	(1) ゲノムサーベイランス	・ 県内における変異株の動向や、新たな変異株の流入を監視	・ 継続
	(2) 行政検査	・ 高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・ 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施	・ 継続 ※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定
	(3) 接触者PCR検査センター	・ 陽性者と接触があった方又はその不安がある方へ無料検査を実施	・ 終了
	(4) RADECO	・ 有症状の個人（未就学児・小学生・中学生・高校生）及びその濃厚接触者になりうる同居家族へ抗原定性検査キットを配布	・ 終了
	(5) 医療従事者に対する検査	・ 濃厚接触者となった医療従事者に無料検査を実施	・ 終了
	(6) 一般無料検査	・ 感染に不安のある県民に無料検査を実施	・ 終了（※民間検査所（有料）の継続を調整中）
	(7) 保険診療検査 再掲	・ 検査費用の自己負担分を公費負担	・ 終了（※他の疾患と同じく、自己負担あり）
	(8) 陽性者登録センター	・ 自己検査で陽性となった方と医療機関で診断された届出対象外の方を登録	・ 終了
	(9) 沖縄県内空港等におけるPCR等検査	・ 那覇、宮古、新石垣空港を利用する旅行者のうち希望者へ検査を実施	・ 終了

県民の皆さまへ 5月8日からこう変わります

区分	項目	これまで	5月8日から
6 療養関係	(1) 健康観察	・ 発生届対象者へのプッシュ型の健康観察	・ 終了
	(2) 相談・療養支援	・ 体調悪化時の相談 ・ パルスオキシメーターの貸与 ・ 食料品の配送	・ 継続（当面9月末まで）（※発熱コールセンターで対応） ・ 終了 ・ 終了
	(3) 宿泊療養施設	・ 自宅で隔離が困難な方が療養できる宿泊施設を提供	・ 終了（※自宅療養が困難な高齢者に対する宿泊療養施設の設置を調整中）
7 医療提供体制	(1) 入院、外来	・ 限られた医療機関で対応	・ 幅広い医療機関で対応
	(2) 設備整備の補助	・ 感染対策のための設備整備（個人防護具、医療機器等）を補助	・ 継続（当面9月末まで）
	(3) 入院待機ステーション	・ 医療ひっ迫時に入院調整が整うまでの間、一時的に酸素投与などの措置を行う施設	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施）
	(4) 搬送	・ 入院勧告、外出自粛要請が発出されていることを踏まえ、県車両で患者を搬送	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※感染対策に配慮の上、自家用車または公共交通機関等を利用）
	(5) 入院調整	・ コーポ本部で対応	・ 終了（※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※他の疾病と同様、医療機関において調整）

区分	項目	これまで	5月8日から
8 施設支援関係	(1) 行政検査 ※再掲	・ 高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・ 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施	・ 継続 (※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定)
	(2) クラスター対策	・ 施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣	・ 継続 (※必要に応じ、施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣)
	(3) 施設内療養体制への支援	・ かかり増し経費、職員確保等を支援	・ 継続 (※かかり増し経費(高齢者施設内療養の補助)は、必要な要件を設けたうえで継続)
9 ワクチン接種関係	(1) ワクチン接種	・ 無料	・ 無料 (R6.3.31まで) (※5/8～8月末、追加接種は65歳以上など対象者が限定 ※9月以降は、初回接種を終了した5歳以上の全ての者が対象 ※未接種者の初回接種は、5/8以降も無料で接種可能)
	(2) ワクチン専門相談センター	・ ワクチン副反応相談等を実施	・ 継続
	(3) 市町村の支援	・ ワクチン接種の実施主体である市町村の支援	・ 継続
	(4) 広域ワクチン接種センター	・ 沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営 ・ 商業施設等への出向き接種	・ 終了

5 類移行後の基本的な感染対策

その他
資料②

新型コロナ対策は5月8日から

「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」

から

**「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組を
ベースにしたもの」**

へと大きく変わります。

「基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」は廃止

- ・行政が一律に感染対策を求めることはなくなる。
- ・マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本。個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。
- ・政府は、個人や事業者の判断に資するような情報提供を行う。

沖縄県の今後の対応

- 沖縄県対処方針による要請は5月7日をもって終了。
- 5月8日以降は、専門家の提言やこれまでに得られた知見など、感染対策に関する情報や感染状況等について、県民、事業者の判断に資するよう情報提供を行う。

【主な情報提供の内容】

- (1) これからの感染対策・・・基本的感染対策として有効な対策や、発熱時の対応等
- (2) 感染状況・・・定点あたりの感染者の状況（週1回）や、感染レベルに応じ「コロナ注意報」、「コロナ警報」を発令し県民へ注意喚起
- (3) 療養状況等・・・入院患者数、重症者数、病床使用率等の状況（週1回）を公表

これからの感染対策

令和 5 年〇月〇日



基本的な感染対策

5月8日以降の感染対策のあり方は、県民の皆様の自主的な取組をベースとしたものとなります。

ご自身や大切な方を感染症から守るためには、引き続き以下の感染対策が有効です。

○推奨される場面でのマスク着用（※6ページ参照）

○手洗い等の手指衛生

○換気

○「密集・密接・密閉（三つの密）の回避」



発熱等に備え、事前に準備しましょう

ご家庭で準備するもの



市販の解熱鎮痛薬の選び方
(厚生労働省)



県内の抗原検査キット
販売薬局一覧
(沖縄県薬剤師会)



- ・ 体温計、日持ちする食料、解熱鎮痛薬
- ・ 新型コロナウイルスの医療用（一般用）抗原検査キット

※ 国が承認した抗原検査キットには、「体外診断用医薬品」又は「第一類医薬品」と表示されています。「研究用」は国が承認したものではありません。

相談先の確認



- ・ 発熱コールセンター

受付時間：24時間365日（☎ 098-866-2129）

- ・ 小児医療電話相談

受付時間：平日夜間（午後8時～午前7時）、土日祝日24時間
（☎ #8000）

体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水などの症状がある場合には、無理せず自宅で療養するか、または事前に医療機関に連絡したうえで受診するようお願いします。



特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクの高い方や、症状が重いなど受診を希望される方は、かかりつけ医に相談するか医療機関に連絡しましょう。



※ ためらわずに救急車を呼ぶべき症状等について、救急車利用マニュアルで、あらかじめ確認しておくとう安心です。

救急車利用
マニュアル



※ 医療機関では感染対策の必要があることから、国や県もマスク着用を推奨しており、受診の際にはご配慮願います。



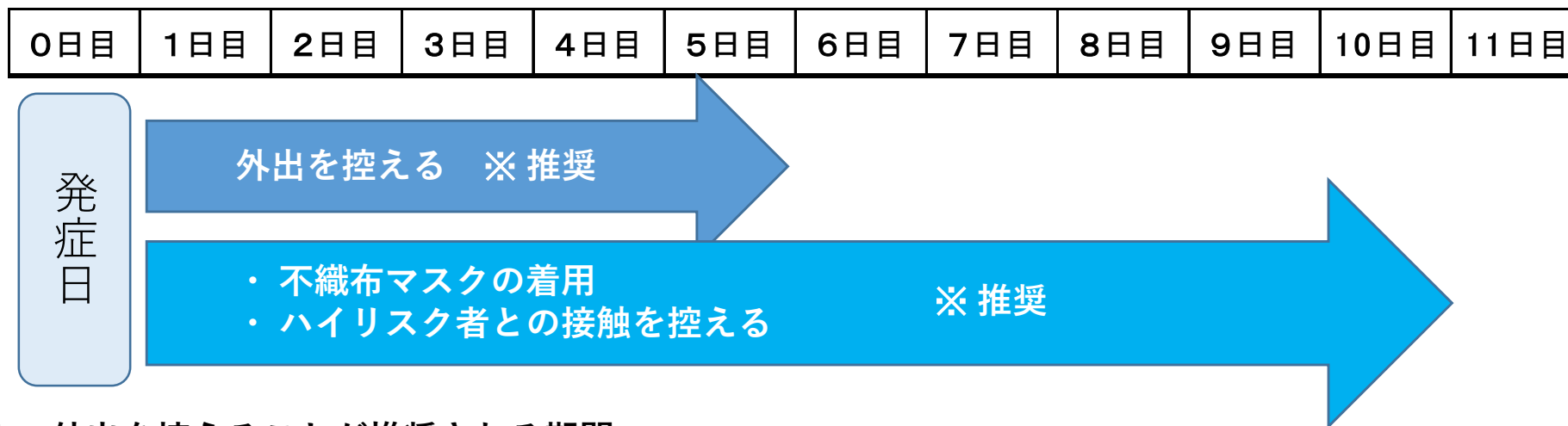
療養期間の考え方について

5月8日以降は、コロナ陽性者に対して、法律に基づく外出自粛は求められません。

外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、他人に感染させるリスクを考慮して、以下の情報を参考に、ご判断ください。

※ 周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮願います。

※ 各医療機関や高齢者施設等においては以下の情報を参考に、新型コロナに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。



1. 外出を控えることが推奨される期間

特に、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため、5日間経過かつ症状が軽快して24時間経過するまでの間は、外出を控えることを推奨します。

2. 周りの方への配慮

発症後10日間経過するまでの間は、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用及び高齢者等ハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へ配慮をお願いします。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

マスク着用は**個人の判断**が基本となります

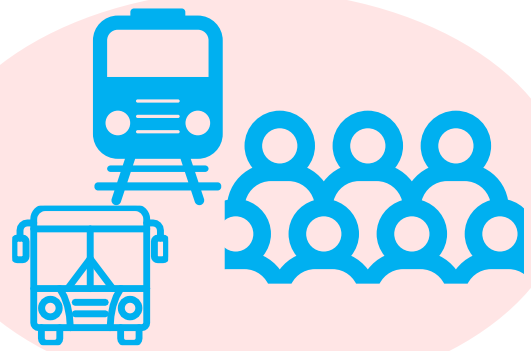
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

5 類移行後（5/8）の観光客への対応（1）

その他
資料③

沖縄滞在中の発熱や体調不良など

旅行者専用相談センター沖縄（TACO）《当面 9 月まで継続》
TEL 098-840-1677



受診が必要・希望

※通訳が必要な場合

医療機関（自己負担）

※通訳が必要な場合

**おきなわ医療通訳
サポートセンター**
TEL 0570-050-235



軽 症

滞在先ホテルで療養

※外国人観光客は日本の公的保険対象外のため、海外旅行保険加入をHP等で呼びかけ

※通訳が必要な外国人観光客については、インバウンド医療受入体制整備事業のおきなわ医療通訳サポートセンターで支援

5 類移行後（5/8）の観光客への対応（2）

空港PCR検査について

那覇空港および離島空港（宮古・新石垣）において、旅行者を対象にしたPCR検査等を実施していましたが、5 類への分類見直しに合わせ、5 月 7 日に検査終了することとなりました。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/kukoupcr.html>



PCR検査（有料）について

5月8日以降、PCR検査を希望される旅行者につきましては、次の医療機関・検査場にて対応をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001090141.pdf>



令和 5 年 5 月 1 日
文化観光スポーツ部

ゴールデンウィークの予約状況について
(4 月 29 日～5 月 7 日)

- 主要エアラインからの聞き取りによるゴールデンウィーク期間中の予約状況は、4 月 21 日時点の推計で、前年同期と比べ 15,533 人の増（8.7%増）となる 19 万 4,241 人の入域観光客数を見込んでおります。

(参考)

	2023年（令和 5 年） 4/29(土)～5/7(日)	2022年（令和 4 年） 4/29(金)～5/7(土)	対前年比	
			増加数	増加率
入域観光客数	194,241人	178,708人	15,533人	8.7%

旅先での感染を予防するために 沖縄県を訪れる方々へのお願い

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法24条第9項 協力要請】

その他
資料⑤

旅行前 	来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越しく下さい。発熱等に備えた常備薬や検査キットの携帯をお願いします。
	体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。飛行機のキャンセル料など、医師の診断書があれば無料で払い戻しが受けられることがあります。それぞれの窓口で電話で相談してください。
	インフルエンザやコロナなど感染性の高い病気への濃厚接触が疑われるときは、帰省や民泊をホテル泊に変更するなど、高齢者との接触を控えるよう予定を変更してください。
旅行中 	利用する事業者（ホテル、ダイビングショップ等）が求める感染対策ルールに従ってください。地域の流行状況や高齢者との接触リスクなどにより、マスク着用など感染対策の強化を求められることがあります。
	体調不良のときは、外出せずホテルでゆっくり休みましょう。受診すべきか分からない、受診先が分からないなどの相談は「旅行者専用相談センター沖縄（TACO）098-840-1677」に電話をかけてください。
旅行後 	旅行から戻って症状を認め、インフルエンザやコロナなど感染性の高い病気と診断された場合には、帰省や民泊先の家族や訪問した高齢者施設など沖縄県内で接触のあった人に可能な範囲で伝えてください。

5 類移行後のクルーズ船受入の対応

その他
資料⑥

○クルーズ船については、5 類移行後の要件に沿った邦船社の感染対策マニュアルや外国船社のガイドラインに基づき運航が行われることになっている。

○5 類移行後は、医療、搬送、観光、港湾の関係機関で構成する沖縄県クルーズ船受入協議会において合意を得た上で寄港を受け入れる必要がなくなる。

このため、同協議会は廃止するが、船社、乗客等に対し、引き続き、以下の安全・安心な寄港への取り組みなどについてお願いしていきたい。

【現時点で考えられる取り組み】

- ・ 船内での感染防止策の実施
- ・ ワクチン接種
- ・ 感染者の船内隔離
- ・ 乗客に対しての保険加入 など